

## 災害復興住宅融資等(賃貸住宅融資)に関する確認書

住宅金融支援機構 あて

申込人①  
(自署)(氏名)申込人②  
(自署)(氏名)申込人③  
(自署)(氏名)

私(申込人が複数いる場合は申込人全員をいいます。)は、災害復興住宅融資等(賃貸住宅融資(中古購入))の借入申込みを行った住宅について、融資承認(当該融資承認が変更されたときは、変更後の融資承認を含みます。以下同じ。)時から、購入物件に変更がないことおよび次のとおり住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを確認しました。

なお、本確認書の記載内容に虚偽があった場合は、融資承認を取り消されても何ら異議ありません。

物件所在地	地名地番
	団地名

## &lt;技術基準の適合確認表&gt;

下表の1から5までの内容を確認し、内容確認欄にチェックを入れてください(記入の際は記載方法をご参照ください)。

項目 番号	内容確認欄 (いずれかにチェック)		確認 項目	確認内容
	適合	不適合 (※1)		
1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	規格	原則として、各戸に居住室、炊事室および便所を備えていること。
2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	構造	耐火構造(※2)の住宅または準耐火構造(省令準耐火構造を含む。)の住宅であること。
3	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	耐震 評価 (※3)	≪旧耐震の住宅(※4)の場合≫ ・次の(1)から(3)までのいずれかの書類により、耐震性を有していることが確認できること。 (1)耐震診断報告書 (3)耐震基準適合証明書 (2)既存住宅の建設住宅性能評価書 ・上記の確認書類が交付された日以後、増改築が行われていないこと。 *確認書類の写しを本確認書と併せて提出してください。 *旧耐震の住宅ではない場合は、左欄の「適合」にチェックを入れてください。
4	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	劣化 状況 (※3)	≪築年数が10年超の住宅(※5)の場合≫ ・次の(1)から(5)までのいずれかの書類により、劣化事象がないことが確認できること。 (1)既存住宅状況調査結果報告書 (4)既存住宅売買瑕疵保険の「保険付保証明書」 (2)耐震診断報告書(※6) (5)耐震基準適合証明書(※6) (3)長期優良住宅に係る認定書等 ・上記の確認書類が交付された日以後、増改築が行われていないこと。 (注)確認書類は、検査(診断)日が、借入申込時点で1年以内または借入申込日以後であるものに限り、 *確認書類の写しを本確認書と併せて提出してください。 *築年数が10年以内の住宅の場合は、左欄の「適合」にチェックを入れてください。
5	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	併用 住宅 の床 面積	≪併用住宅(※7)である住戸のみ≫ ・当該住戸の住宅部分の床面積が、原則として、当該住戸全体の床面積の1/2以上であること。 ・当該住戸の住宅部分と非住宅部分が壁や建具等により区画されていること。 (注)当該住戸の住宅部分の床面積が当該住戸全体の床面積の1/2未満であっても、融資を利用できる場合がありますので、機構支店にお問い合わせください。 *併用住宅である住戸がない場合は、左欄の「適合」にチェックを入れてください。

※1 適合確認表の内容確認欄において、不適合が1つ以上ある場合には、融資の対象とはなりません。

※2 耐火構造には性能耐火建築物(建築基準法第2条第9号の2イ(2)に掲げる基準に適合する建築物)で、住宅金融支援機構の定める耐久性基準に適合するものを含みます。性能耐火建築物に該当する場合は、住宅金融支援機構が定める耐久性基準への適合性を確認するため機構支店にお問い合わせください。

※3 お手元に【フラット35】中古住宅の適合証明書がある場合は、確認書類として活用できる場合がありますので、機構支店にお問い合わせください。

※4 旧耐震の住宅とは、建築確認日が昭和56年5月31日以前(建築確認日が確認できない場合は、新築年月日(表示登記における新築時期)が昭和58年3月31日以前)の住宅をいいます。

※5 築年数が10年超の住宅とは、借入申込日の10年前の応答日以前に竣工した住宅をいいます。竣工した日は、検査済証の交付年月日または登記事項証明書の「表題部(建物の表示)」の「原因及びその日付」欄に記載されている年月日(新築)です。

※6 耐震性を有していることが確認できるものに限り、当該書類は、劣化状況を勘案した上で耐震診断を実施したものです。

※7 併用住宅とは、住宅の一部に、店舗・事務所等の用途に使用する部分があり、内部で相互に行き来できる住宅のことをいいます。

適合確認表の内容確認欄をチェックする際に活用した書類は、大切に保管してください。住宅金融支援機構の職員が、後日、技術基準に適合していることについて確認させていただく場合がありますのでご承知おきください。